

## 課税標準の特例が適用される償却資産（令和8年度申告用）

地方税法（第349条の3、附則第15条外）に規定される一定の要件を満たす償却資産については、同規定により、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

特例の適用を受ける場合は、それを証明する書類の提出が必要です。

特例対象資産		取得期間	適用期間	特例率 (課税標準額に 乗ずる割合)	添付書類（一例）
中小企業協同組合等が国の補助などにより取得した共同利用に供する機械、装置		規定なし	最初の3年間	1/2	国の補助金などを受理したことを示す書類の写し
ガス事業法によるガス事業者が新設したガス事業用資産		規定なし	最初の5年間	1/3	ガス事業法に基づく許可書の写しなど
			次の5年間	2/3	
家庭的保育事業に直接供する家屋、償却資産		平成29.4.1～	期限なし	1/3 (わがまち特例)	認可を受けていることが分かる書類の写し
居宅訪問型保育事業に直接供する家屋、償却資産		平成29.4.1～	期限なし	1/3 (わがまち特例)	認可を受けていることが分かる書類の写し
事業所内保育事業（利用定員5人以下）に直接供する家屋、償却資産 ※利用定員6人以上の場合は非課税		平成29.4.1～	期限なし	1/3 (わがまち特例)	認可を受けていることが分かる書類の写し
公共の危害防止施設等に係る汚水、廃液の処理施設		令和6.4.1～ 令和8.3.31	期限なし	1/2 (わがまち特例)	県提出の特定施設設置届出書の写し
公共の危害防止施設等に公共下水道の利用者が設置した除害施設		令和6.4.1～ 令和8.3.31	期限なし	3/4 (わがまち特例)	市提出の除害施設の設置届の写しなど
特定再生可能エネルギー発電設備 (太陽光)	出力1,000kW未満	令和6.4.1～ 令和8.3.31	最初の3年間	2/3 (わがまち特例)	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の受給が確認できる書類の写し
	出力1,000kW以上	令和6.4.1～ 令和8.3.31	最初の3年間	3/4 (わがまち特例)	
特定再生可能エネルギー発電設備 (風力)	出力20kW以上	令和6.4.1～ 令和8.3.31	最初の3年間	2/3 (わがまち特例)	国の認定通知書の写し 電力会社からの電力受給開始のお知らせの写し
	出力20kW未満	令和6.4.1～ 令和8.3.31	最初の3年間	3/4 (わがまち特例)	
特定再生可能エネルギー発電設備 (水力)	出力5,000kW以上	令和6.4.1～ 令和8.3.31	最初の3年間	3/4 (わがまち特例)	国の認定通知書の写し 電力会社からの電力受給開始のお知らせの写し
	出力5,000kW未満	令和6.4.1～ 令和8.3.31	最初の3年間	1/2 (わがまち特例)	

特例対象資産		取得期間	適用期間	特例率 (課税標準額に 乗ずる割合)	添付書類 (一例)
特定再生可能 エネルギー発 電設備 (地熱)	出力 1,000 k W 未満	令和 6.4.1～ 令和 8.3.31	最初の 3 年間	2/3 (わがまち特例)	国の認定通知書の写し 電力会社からの電力受給 開始のお知らせの写し
	出力 1,000 k W 以上	令和 6.4.1～ 令和 8.3.31	最初の 3 年間	1/2 (わがまち特例)	
特定再生可能 エネルギー発 電設備 (バイオマ ス)	出力 10,000 k W 以上 20,000 k W 未満	令和 6.4.1～ 令和 8.3.31	最初の 3 年間	2/3 (わがまち特例)  ただし、一般木質・ 農作物残さ区分に 該当するものは 6/7 (わがまち特例)	国の認定通知書の写し 電力会社からの電力受給 開始のお知らせの写し
	出力 10,000 k W 未満	令和 6.4.1～ 令和 8.3.31	最初の 3 年間	1/2 (わがまち特例)	
中小事業者等が認定先端設 備導入計画に従って取得す る先端設備等 (機械及び装 置、工具、器具及び備品、建 物附属設備並びに構築物)		令和 3.4.1～ 令和 5.3.31	最初の 3 年間	ゼロ (わがまち特例)	市へ提出の先端設備導入 計画の申請書の写し、先端 設備導入計画の認定書の 写し、工業会等による工業 会証明書の写し リース会社の場合は加え てリース契約書の写し、公 益社団法人リース事業協 会が確認した固定資産税 軽減計画書の写し
中小事業者等が認定先端設 備導入計画に従って取得す る先端設備等 (機械及び装 置、工具、器具及び備品、建 物附属設備)		賃上げ表明： なし 令和 5.4.1～ 令和 7.3.31	最初の 3 年間	1/2	市から認定を受けた先端 設備導入計画の写し、市が 発行した先端設備導入計 画の認定書の写し、認定経 営革新等支援機関が発行 する先端設備等に係る投 資計画に関する確認書の 写し、従業員への賃上げ方 針の表明を証する書面 リース契約の場合は他に 必要書類がありますので お問い合わせください
		賃上げ表明： あり 令和 5.4.1～ 令和 6.3.31	最初の 5 年間	1/3	
		賃上げ表明： あり 令和 6.4.1～ 令和 7.3.31	最初の 4 年間	1/3	
		賃上げ表明： あり (1.5%以上) 令和 7.4.1～ 令和 9.3.31	最初の 3 年間	1/2	

特例対象資産	取得期間	適用期間	特例率 (課税標準額に 乗ずる割合)	添付書類 (一例)
中小事業者等が認定先端設備導入計画に従って取得する先端設備等 (機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備)	賃上げ表明 : あり (3.0%以上) 令和 7.4.1~ 令和 9.3.31	最初の 5 年間	1/4	市から認定を受けた先端設備導入計画の写し、市が発行した先端設備導入計画の認定書の写し、認定経営革新等支援機関が発行する先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し、従業員への賃上げ方針の表明を証する書面 リース契約の場合は他に必要書類がありますのでお問い合わせください
一体型滞在快適性等向上事業により整備したもの	令和 6.4.1~ 令和 8.3.31	最初の 5 年間	1/2 (わがまち特例)	市の都市再生整備計画作成部署からの証明等

※この表は、特例関係の法令から一部を抜粋したものです。この表に掲載されているもの以外の特例についてはお問い合わせください。

※法令の改正等により、新設・延長・廃止など、内容が改正される場合もあります。また、事前に認定等を受けることが条件となっている特例もありますので、ご注意ください。

### 【わがまち特例について】

平成 24 年度税制改正において、これまで全国一律に定められていた政策減税 (課税標準の特例) について、地方自治体の条例に基づき、地方税法の定める範囲内で特例割合 (減額割合) を決定できる制度『わがまち特例制度』が一部の資産に対して導入されました。

わがまち特例の対象資産と特例割合については、上記表のとおりです。

※上記の資産には、法令などには定められているが佐賀市には該当がないものも含まれています。

<p>(お問い合わせ)</p> <p>〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市役所 資産税課 管理・償却資産係 TEL : 0952-40-7073 (直通) FAX : 0952-25-5408</p>
---